

1 調査目的

人権に関する最近の県民意識の変化を把握、データ収集し、平成17年1月に策定された「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の改定に必要な基礎資料とします。

2 調査項目

次の項目を内容とした全29問の調査です。

- (1) 人権全般について
- (2) 女性の人権
- (3) 子どもの人権
- (4) 高齢者の人権
- (5) 障がいのある人の人権
- (6) 同和問題
- (7) 外国人の人権
- (8) 「HIV感染者やその家族」や「ハンセン病患者・回復者やその家族」等の人権
- (9) 犯罪被害者等の人権
- (10) インターネットによる人権侵害の問題
- (11) 人権問題への取組

3 調査対象

- (1) 調査地域：宮崎県内全域
- (2) 調査対象：宮崎県内に居住する20歳以上の3,000人
(男女別人口に応じて全市町村に比例配分)
- (3) 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送による無記名アンケート形式
(葉書による督促1回を含む)
- (5) 調査期間：平成25年9月1日から30日

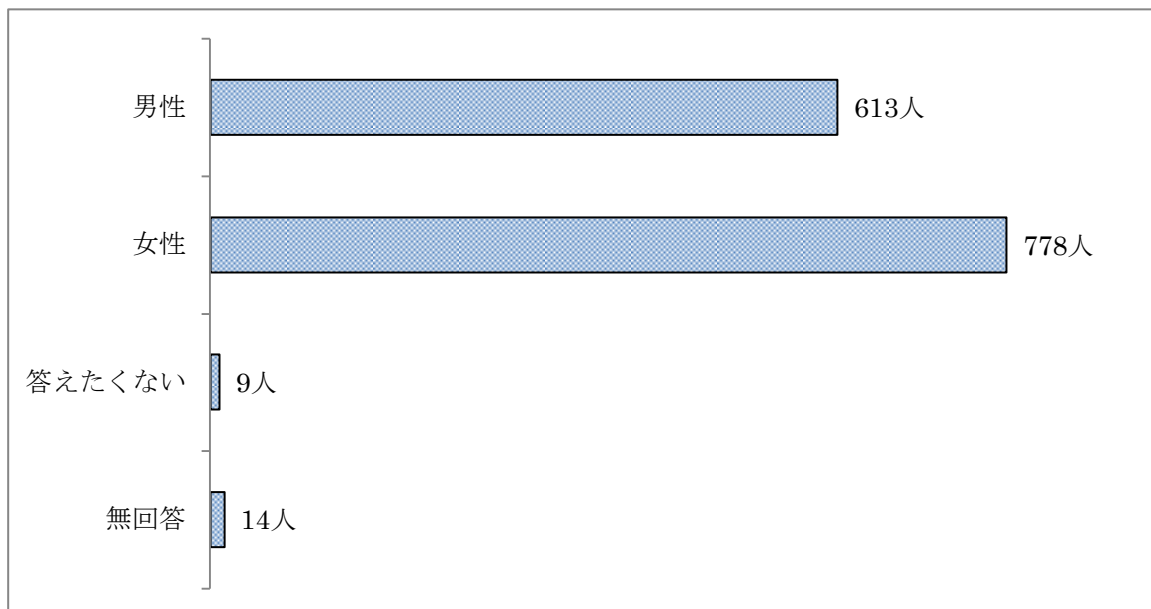
4 回収結果

- ・配布数 3,000通 (男性1,409通、女性1,591通)
- ・回収数 1,414通
- ・回収率 47.1%

5 属性別の状況

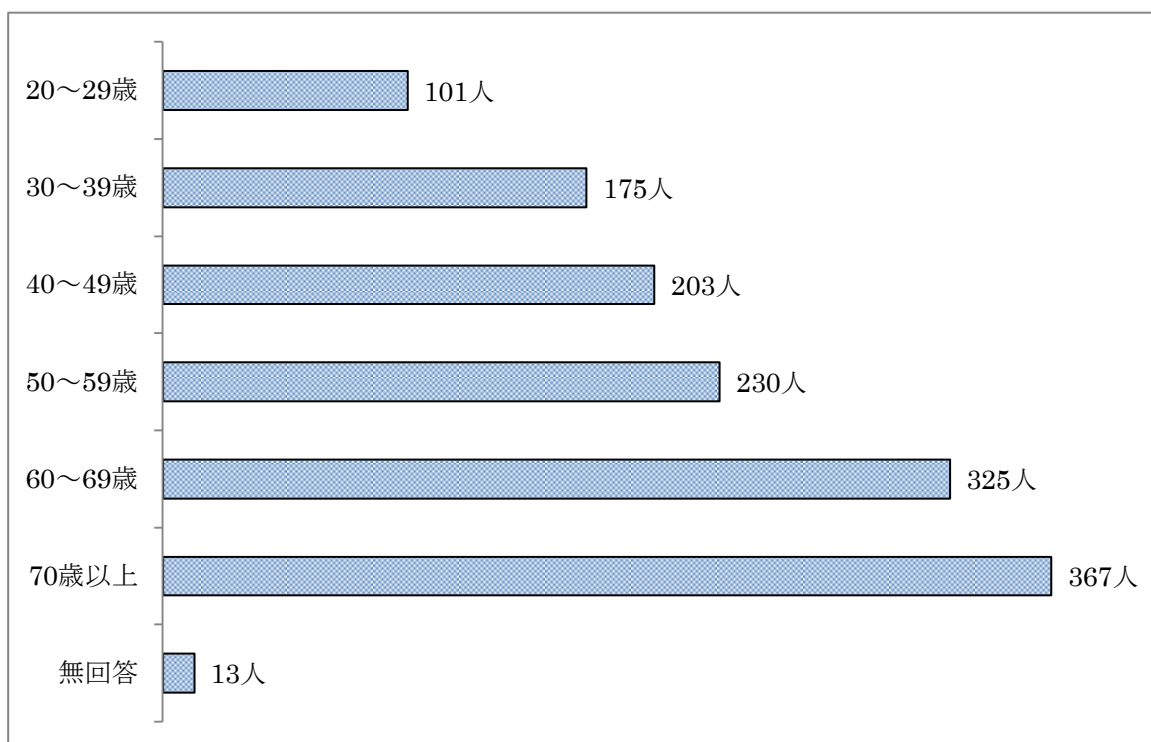
(1) 性別

男性の回答は613人(43.4%)、女性の回答は778人(55.0%)、答えたくないが9人(0.6%)、無回答が14人(1.0%)となっています。



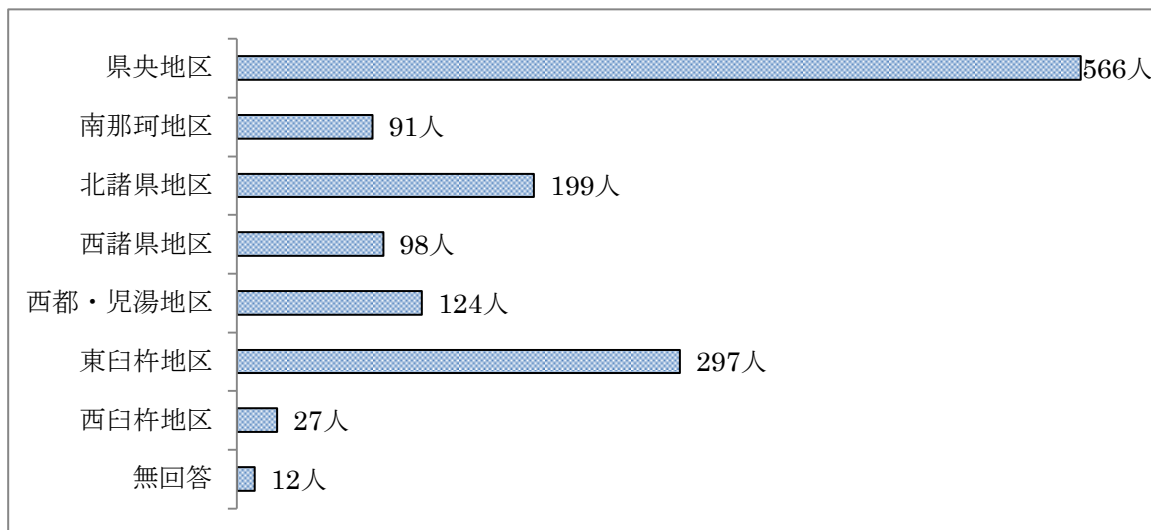
(2) 年代別

20～29歳が101人(7.1%)、30～39歳が175人(12.4%)、40～49歳が203人(14.4%)、50～59歳が230人(16.3%)、60～69歳が325人(23.0%)、70歳以上が367人(26.0%)、無回答が13人(0.9%)となっています。



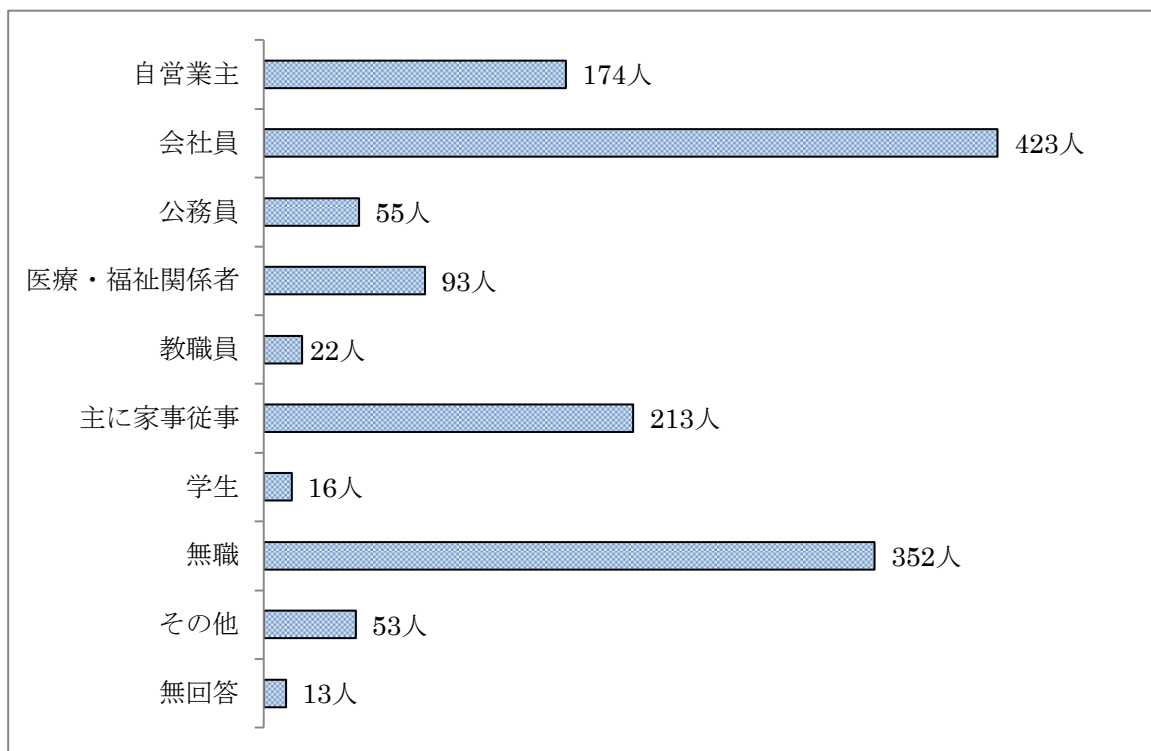
(3) 地区別

県央地区が 566 人(40.0%)、南那珂地区が 91 人(6.4%)、北諸県地区が 199 人(14.1%)、西諸県地区が 98 人(6.9%)、西都・児湯地区が 124 人(8.8%)、東臼杵地区が 297 人(21.0%)、西臼杵地区が 27 人(1.9%)、無回答が 12 人(0.8%) となっています。



(4) 職業別

自営業主が 174 人(12.3%)、会社員が 423 人(29.9%)、公務員が 55 人(3.9%)、医療・福祉関係者が 93 人(6.6%)、教職員が 22 人(1.6%)、主に家事従事者が 213 人(15.1%)、学生が 16 人(1.1%)、無職が 352 人(24.9%)、その他が 53 人(3.7%)、無回答が 13 人(0.9%) となっています。



【参考】属性毎の回答状況（職種別を除く）と県推計人口との比較

		回答状況		県推計人口における構成比率
		回答数(人)	構成比率	
性別	男	613	43.4%	45.9%
	女	778	55.0%	54.1%
	答えたくない	9	0.6%	—
	無回答	14	1.0%	—
年齢別	20～29歳	101	7.1%	10.2%
	30～39歳	175	12.4%	14.4%
	40～49歳	203	14.4%	14.5%
	50～59歳	230	16.3%	16.5%
	60～69歳	325	23.0%	18.8%
	70歳以上	367	26.0%	25.7%
	無回答	13	0.9%	—
地区別	県央地区	566	40.0%	37.9%
	南那珂地区	91	6.4%	6.9%
	北諸県地区	199	14.1%	17.1%
	西諸県地区	98	6.9%	7.1%
	西都・児湯地区	124	8.8%	9.4%
	東臼杵地区	297	21.0%	19.7%
	西臼杵地区	27	1.9%	2.0%
	無回答	12	0.8%	—

※ 県推計人口は平成25年10月1日時点の20歳以上の人口で、市町村別の年齢別人口構成を元に算定したものです。

6 調査結果の概要

- (1) 「今の宮崎県は『人権が尊重される県』になっているかと思いませんか」について肯定的意見（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が、前回調査に比べて増加しています。
- (2) 「人権侵害を受けたことがない」と答えた割合も、前回調査に比べて増加しています。
- (3) 関心の高い人権問題としては、前回調査結果と同様に、「子どもに関わる問題」が最も高くなっています。その他には、「女性」、「高齢者」、「障がい者」、「インターネット」、「プライバシーの保護」、「パワーハラスメント」等、日常接することが多い問題への関心が高いほか、「北朝鮮による拉致の問題」も高い割合を示しています。
- (4) 今後の人権を尊重するための啓発については、「テレビ・ラジオを通じた啓発」、「新聞・雑誌を通じた啓発を行う」が高い割合を示しており、身近な媒体を通じた取組が求められています。その他、人権が尊重される社会を実現するためには、学校や家庭等での教育の充実が最も高い割合を示しています。

7 報告書における図・表について

- (1) 各項目の割合は、回収数1,414件に対する割合としています。
但し、問2-2、問2-3、問2-4については、問2で「ある」と答えた351件に対する割合となっています。また、「Ⅲ 調査数値」における性別、年代別、地区別、職業別の割合は、それぞれの項目毎の合計値に対する割合となっています。
- (2) 択一式の設問において複数回答しているものは無効とせず、原則として「わからない」と見なして集計しています（設問や回答内容に応じて、「わからない」以外の選択肢で集計したものもあります）。
- (3) 過去の状況と比較するため、前回調査（設問によっては前々回調査）の結果を掲載しています。なお、選択肢の内容を見直した関係で、前回調査もしくは前々回調査結果と比較できないものもあります。
- (3) 全国の状況と比較するため、内閣府が平成24年8月に実施した「人権擁護に関する世論調査」との比較表を掲載しています。掲載に当たっては「人権擁護に関する世論調査」の選択肢を基準に、今回調査と類似する選択肢について比較しています。その際、比較できない項目は、「－」で示しています。
- (4) 「Ⅱ 調査結果」に掲載しているグラフの数値は%で、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、択一式の設問においては、合計値が100%とならない場合があります。
- (5) 割合（%）どうしの比較における差は、原則として「ポイント」という表現としています。
- (6) 各設問における「その他」の記述内容、及び問29における記述意見については、主な意見のみ要約して掲載しています。